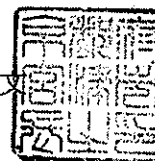


官農水第337号

令和3年12月6日

京都府水産事務所長 井谷 匡志 様

宮津市長 城崎 雅 文



宮津市監査委員からの勧告に係る境界確定の協議開始の依頼について

令和2年12月18日付け官監第32号で宮津市監査委員から勧告がなされたことから、公共空地(国有地)に対する境界の確定について、下記のとおり御依頼いたします。

記

1 依頼の内容

栗田漁港の中津地区における公共空地については、一部(令和元年7月8日付け確定及び令和2年12月15日付け確定)を除いて、民有地と公共空地(国有地)との境界が定まっていないので、国有財産法第31条の3の規定に基づく境界確定の協議を開始されるようお願いします。

2 添付資料

(1) 勧告書



3 水事第 5 0 5 号  
令和 3 年 1 2 月 1 3 日

宮津市長 城崎 雅文 様

京都府水産事務所長

京都府  
水産事  
務所長印

宮津市監査委員からの勧告に係る境界確定の協議開始について(回答)

令和 3 年 1 2 月 6 日付け宮農水第 3 3 7 号で依頼のことについて、下記のとおり回答  
します。

記

漁港区域内の国有財産(公共空地)の境界確定は、国有財産法(以下「法」という。)第 9 条第 3 項及び国有財産法施行令第 6 条第 2 項第 1 号の規定により、京都府が行う事務であり、法第 3 1 条の 3 には、「国有財産の境界が明らかでないためその管理に支障がある場合には、隣接地の所有者に対し、境界を確定する協議を求めることができる」と定められています。

海岸保全施設の護岸整備によってできた栗田漁港中津地区の公共空地は、漁港管理者である貴市の適切な管理によって護岸と一体的に十分機能しており、本件土地の境界が明らかでないことで、機能上の管理に支障は生じていないことを確認しています。

また、京都府が法定受託事務として行う財産上の管理において、本件土地の隣接地所有者等との権利関係者との間に支障が生じていないことを確認しています。

さらに、本件土地においては、地元住民自治会は地区全体で国有地と民地の境界確定を進める意向はなく、民地の地権者から個別申請があった場合のみ境界確定を行いたいとの意向を確認しています。

以上のことから、現状においては法 3 1 条の 3 に基づき、京都府が隣接地所有者等に対して、自発的に境界を確定するための協議を求める状況ではないと判断しています。

なお、今後、隣接地所有者等から境界確定の申し出を受けた場合には、貴市と協力して境界確定事務を進めます。